

別紙 1

仕 様 書

1. 業務名 伏越等清掃管理業務
2. 実施場所 下関市 筋ヶ浜処理区、山陰処理区
(別紙 2 「清掃箇所一覧表」 参照)
3. 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4. 業務概要

筋ヶ浜処理区及び山陰処理区内の管路伏越部等の流下能力の確保を目的として、堆積したスカム・汚泥等を吸引するもの。契約期間中の延べ作業箇所は、809箇所とする。

5. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって次の書類を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 着手前

① 業務計画書

- ・実施計画、安全管理、緊急体制及びその他必要な事項について記載すること

② 酸素欠乏等危険作業主任者届(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了書(旧第二種酸素欠乏危険作業主任者)の写し添付)

③ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 毎月の業務完了後

① 成果報告書

- ・写真(清掃前・清掃後・薬品投入後・警備員が確認できるもの)
- ・産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)

- ・業務完了届（業務名、契約日、契約期間、契約額、完了年月日及び請求額を記載したもの）
 - ・その他発注者が指示するもの
- なお、委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、各月毎に支払うものとする。

6. 指示事項

- (1) 実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (3) 実施にあたっては、受注者が予め作業候補日を設定し、発注者及び関係者と協議のうえ作業日を決定し、当該日に作業すること。
- (4) 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、作業に従事させること。また、酸素欠乏・硫化水素危険作業に必要な測定器、保安用具を準備すること。
- (5) 作業時には通行人・通行車両等の安全対策を講じ、必ず交通誘導員を配置すること。また、作業中に汚れた路面・マンホール蓋等を水洗浄すること。
- (6) 吸引した汚泥等は山陰終末処理場へ運搬し、発注者が交付したマニフェストに必要事項を記入し提出すること。また、山陰終末処理場が受け入れできない場合は、別途協議を行う。
- (7) 作業時には、安全看板等（別紙3参照）を配置すること。
- (8) 未処理汚水に接触する作業の際には、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し着用するとともに、使用後は洗浄・消毒等を行い安全衛生管理に努めること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上定めるものとする。

清掃箇所一覧表

	伏越等名称	清掃箇所 (年-回数)		清掃 箇所数	所在地町名	追記	マニフェスト
		上	下	計809箇所			
152	サンキュー観光前	5	6	11	大和町二丁目	各月1箇所	A
138	広成建設下関支店前	11	11	22	細江町三丁目		
147	司調会館前	5	6	11	細江新町	各月1箇所	
176	松岡冷蔵庫前	5	6	11	東大和町一丁目	各月1箇所	
148	下関港港湾工事事務所前	11	11	22	東大和町二丁目		
177	植物防疫所前	5	6	11	東大和町一丁目	各月1箇所	
149	林兼産業飼料工場前	11	11	22	東大和町二丁目		
179	林兼産業飼料工場角	11	11	22	東大和町二丁目		
175	JR貨物踏切前	11	11	22	東大和町二丁目		
164	日通給油所前	11	11	22	東大和町二丁目		
151	中電大和町変電所前	11	11	22	東大和町二丁目		
166	大興製函前	不可	6	6	大和町二丁目	交差点のため作業不可	
165	ドラッグコスモス前	11	11	22	大和町二丁目		
161	山口食糧事務所前	11	11	22	東大和町二丁目		
137	国際ターミナル駐車場前	11	11	22	竹崎町四丁目		
153	林兼産業玄関前	11	上	11	大和町二丁目		
153	林兼産業玄関前	11	中	11	大和町二丁目		
153	林兼産業玄関前	11	下	11	大和町二丁目		
123	ジラルタル生命ビル前	5	6	11	岬之町	各月1箇所	
128	カラトピア角	11	11	22	唐戸町		
132	カラトピア玄関前	11	11	22	唐戸町		
133	下金商店前	11	11	22	唐戸町		
168	喫茶つくし前	11	11	22	壇之浦町		
125	アーバンビュー下関前	11	MH	11	阿弥陀寺町		
159	山口合同ガス前	11	11	22	本町三丁目		
158	幸町公園前	11	11	22	幸町		
134	ヒラヤマ宅前	5	6	11	阿弥陀寺町	各月1箇所	
130	阿比留製菓前	5	6	11	阿弥陀寺町	各月1箇所	
135	唐戸ドーム前	11	不可	11	赤間町	交差点のため作業不可	
156	総合庁舎前	5	6	11	貴船町三丁目	各月1箇所	
157	吉村瑞芳園前	5	6	11	貴船町二丁目	各月1箇所	
174	オークランド上田中前	5	6	11	上田中町三丁目	各月1箇所	
131	赤間ハイネス前	11	上	11	赤間町		
131	赤間ハイネス前	11	下	11	赤間町		
186	シーモール前	11	11	22	竹崎町四丁目		
189	シーモール駐車場前	5	6	11	竹崎町四丁目	各月1箇所	
991	シーモールパレス前GT	11	MH	11	竹崎町四丁目		
136	シーモールパレス前	11	11	22	竹崎町四丁目		
997	マル幸ビル前	11	MH	11	岬之町		
992	生涯学習センター前GT	11	MH	11	細江町三丁目		
993	西部公民館前GT	11	MH	11	今浦町		
994	JR下関駅西口GT	11	MH	11	大和町一丁目		
150	西原ビル前	11	11	22	大和町一丁目		
995	資さん前GT	11	MH	11	伊倉新町二丁目		
996	ラーメン山小屋前GT	11	MH	11	伊倉新町二丁目		
142	下関フルーツセンター前	11	不可	11	竹崎町二丁目	交差点のため作業不可	
145	金海商店前	11	11	22	竹崎町二丁目		
144	長門プラザ駐車場前	11	11	22	竹崎町二丁目		
146	西富改良住宅前	11	11	22	長崎町一丁目		
143	長門プラザ前	不可	11	11	竹崎町二丁目	交差点のため作業不可	
141	万亀呉服店前	11	不可	11	長門町	交差点のため作業不可	
183	樋之戸橋両岸	1	1	2	田中町		D
172	桃崎病院前	3	2	5	田中町		
184	唐戸公園前	2	不可	2	南部町	バス停留所のため作業不可	
182	極楽寺前	1	1	2	阿弥陀寺町		

- ・清掃状況に応じて、別途指示を行う。
- ・清掃箇所数が赤字の伏越しについては毎月上流下流を確認し状況に応じて片方のみ清掃を行う。
- ・D範囲については5月中旬までに行い、清掃完了後に担当へ連絡を行う。

別紙3(参考)

ご迷惑をおかけします

下水道管の清掃
を行っています

発注者 下関市上下水道局
下水道管路課
電話 083-231-1242

受注者 ○○○○○○○○
電話 ○○○-○○-○○○○

工事予告板 (A)

約0.55m × 1.4m

ご迷惑をおかけします

下水道管の清掃を
行っています

時間帯 9:00 ~ 12:00

下水道作業

発注者 下関市上下水道局
下水道管路課

電話 083-231-1242

受注者 ○○○○○○○○
電話 ○○○-○○-○○○○

工事標示板 (B)

約1.1m × 1.4m

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙6

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。